

(照会先)

独立行政法人国立病院機構

関東信越グループ担当理事部門

参事(人事担当) 塚野

人事係長 野口

電話：03-5712-3101 (内線 715)

令和7年8月1日

独立行政法人国立病院機構

関東信越グループ担当理事部門

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構東京医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第1号及び第4号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	令和6年10月から11月の期間中、渋谷区内にある酒類を提供する飲食店にて無許可で兼業(有報酬)を行ったものである。
処分年月日	令和7年8月1日
処分量定	職名：看護師(20歳代 女性) 量定：減給